

令和3年度研究費不正防止のための啓発活動

NEWS

公的研究費の管理・監査のガイドラインの改正について

学長 最高管理責任者 竹安 栄子

令和3年2月、文部科学省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」が改正され、研究機関全体の意識改革を図り、研究費不正防止に関する高い意識を持った組織風土を形成するために『①ガバナンスの強化』『②意識改革』『③不正防止システムの強化』の3本柱が掲げられました。

本ガイドラインは平成19年に策定され、本学においても平成20年に「京都女子大学公的研究費取扱規則」を制定、平成26年の改正時には「京都女子大学公的研究費の使用に関する行動規範」等を制定して、公的研究費の不正防止に取り組んでまいりました。たとえ不注意なミスに起因するケースであっても、不適切な支出とみなされる案件が発生した場合、金額の多寡にかかわらず、大学全体の信頼を揺るがしかねず、またその対応に膨大なエネルギーを必要し、様々な形で大学は大きな損失を蒙ることとなります。

本学の研究活動にかかる最高管理責任者として、このような事案を起こさないとの強い決意を持って引き続き臨んでまいります。研究者の皆様におかれましてはガイドライン改正の趣旨をご理解いただき、これまでも増して細心の注意を払って研究経費の適正な運用に努めていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

啓発活動の実施について

教務部長 統括管理責任者 表 真美

文部科学省より、不正を防止する組織風土を形成するために、少なくとも年4回の啓発活動の実施が求められています。

つきましては、不正防止対策の一つである「意識改革」として、従来実施しているコンプライアンス教育と併せて、年4回程度メールマガジンを配信して「研究費不正防止のための啓発活動」を実施することとし、研究経費の適正な運用に対する理解を深めていただくことといたしました。今後、本学でも起こり得ることと警戒すべき事例なども示していきたいと考えております。

研究者のみなさまのご協力が得られますよう、よろしくお願い申し上げます。

学部事務課・研究支援デスク